●**３号認定子どもの利用者負担額（保育料）／月額**

　令和元年10月から、**３歳以上児（令和２年4月1日時点の年齢）の保育料が無償**となりました。ただし、**給食費※1、通園送迎費、行事費などは保護者負担**です。

負担額については希望施設でご確認ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 階層区分 | ３歳未満児※2 |
| 保育標準時間 | 保育短時間 |
| Ａ | 生活保護世帯 | 0円 | 0円 |
| Ｂ | 市民税非課税世帯 | 0円 | 0円 |
| Ｃ１ | 市民税均等割世帯 | 15,000円 | 14,700円 |
| Ｃ２ | 市民税所得割　56,000円未満 | 17,500円 | 17,200円 |
| Ｃ３ | 市民税所得割　63,000円未満 | 21,000円 | 20,600円 |
| Ｃ４ | 市民税所得割　74,000円未満 | 25,000円 | 24,600円 |
| Ｃ５ | 市民税所得割111,000円未満 | 29,000円 | 28,500円 |
| Ｃ６ | 市民税所得割119,000円未満 | 34,000円 | 33,400円 |
| Ｃ７ | 市民税所得割164,000円未満 | 38,500円 | 37,800円 |
| Ｃ８ | 市民税所得割201,000円未満 | 44,000円 | 43,300円 |
| Ｃ９ | 市民税所得割210,000円未満 | 52,000円 | 51,100円 |
| Ｃ10 | 市民税所得割342,000円未満 | 54,000円 | 53,100円 |
| Ｃ11 | 市民税所得割342,000円以上 | 57,000円 | 56,000円 |

※１給食費のうち副食費（おかず・おやつ等）については、市民税所得割額57,700円

（ひとり親世帯等の場合は77,101円）未満の世帯のすべての子どもと、その他の世帯

の第３子以降の子ども（第３子のカウントは小学校就学前までの範囲）は、免除されます。

※2令和２年4月1日時点の年齢（3歳未満児…平成2９年4月2日以降に生まれた子ども）

■減免措置

①ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯等に対する減免

|  |  |
| --- | --- |
| 対象世帯の階層 | 減免措置 |
| Ｃ１～Ｃ５※ 階層※市民税所得割**77,101円未満** | ・第１子　　…5,500円・第２子以降…無料 |

　②多子世帯に対する減免

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象世帯の階層 | 第○子に数える対象 | 減免措置 |
| C1～Ｃ３※ 階層※市民税所得割**57,700円未満** | すべての子ども | 最年長の子どもから順に・第２子　　…半額・第３子以降…無料 |
| Ｃ３※ ～Ｃ11階層※市民税所得割**57,700円以上** | 小学校就学前で、特定教育・保育施設等及び保育料軽減措置に該当する施設（P.９参照）を同時に利用する子ども |

|▶ Ｃ３（市民税所得割額57,700円以上）～Ｃ11階層について、同居の有無を問わず、

**18歳未満の児童が３人以上の世帯**では、**３人目以降の３歳未満児**を**半額**とします。

（小学校就学前の範囲では第２子に該当する場合、両方の減免が適用となり、1/4額になります。）